

## 水と土の芸術祭 2015 実行委員会会則改正について

### ○ 新旧対照表

改正後	改正前
第 17 条 実行委員会の事務を処理するため、新潟市 <u>文化スポーツ部文化創造推進課内に事務</u> 局を置く。	第 17 条 実行委員会の事務を処理するため、新潟市 <u>観光・国際交流部水と土の文化推進課内に</u> 事務局を置く。

### ○ 施行日

平成 28 年 4 月 1 日